

[別 紙]

(59)

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 湘山会

① 財団 社團 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 名古屋市北区大曾根三丁目 14番 20号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和 51年 6月 25日

(4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和 51年 6月 28日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」

以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	眼科三宅病院	名古屋市北区大曽根 三丁目14番20号	一般病床 48床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月30日 社員総会 令和4年3月期決算承認、役員報酬総額、役員改選の件
令和4年5月30日 理事会 理事長選任、役員報酬の件
令和5年3月30日 理事会 医師退職金の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人 湘山会
所在地 愛知県名古屋市北区大曾根三丁目14番20号

※医療法人整理番号 159

貸 借 対 照 表
(令 和 5 年 3 月 3 1 日 現 在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	2,254,226	買掛金	27,829
事業未収金	418,138	未払金	39,133
たな卸資産	21,586	預り金	97,004
立替金	684	仮受金	300
預託金	105	未払法人税等	39,800
前払費用	4,024	未払消費税等	992
預け金	2,674	引当金	2,503
II 固定資産			
1. 有形固定資産			
建物	98,619		
建物付属設備	42,275		
構築物	1,527	負債合計	207,563
医療用器械備品	107,114		
その他の器械備品	42,881	純資産の部	
車両運搬具	18,270	科目	金額
土地	1,592,922	I 出資金	22,960
建設仮勘定	10,225	II 積立金	
2. 無形固定資産		利益準備金	50,000
ソフトウエア	25,975	積立金	4,710,000
電話加入権	3,614	繰越利益剰余金	1,751,057
3. その他の資産			
有価証券	1,450,794		
保証金	6,418		
保険積立金	619,350		
4. 繰延資産			
繰延資産	20,150	純資産合計	6,534,017
資産合計	6,741,580	負債・純資産合計	6,741,580

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、ついては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
 3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 湘山会

※医療法人整理番号

159

所在地 愛知県名古屋市北区大曾根三丁目14番20号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,865,675
2 事業費用	2,586,545	
本来業務事業利益		279,130
事業利益		279,130
II 事業外収益		
家賃収入		2,705
雑収入		242,024
受取利息配当金		
貸倒引当金戻入		2,613
III 事業外費用		
寄付金	3,599	
支払利息	0	
経常利益		522,875
IV 特別利益		
有価証券売却益		111
固定資産売却益		
V 特別損失		
雑損失	776	
特別減価償却費	1,620	
有価証券売却損	214,960	
役員退職金	3,000	
税引前当期純利益		302,630
法人税・住民税		39,800
及び事業税		
当期純利益		262,830

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 湘山会
所在地 愛知県名古屋市北区大曾根三丁目14番20号

※医療法人整理番号 (59)

財産目録
(令和5年 3月 31日現在)

1. 資産額	6,741,580 千円
2. 負債額	207,563 千円
3. 純資産額	6,534,017 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	2,701,440
B 固定資産	4,040,140
C 資産合計 (A + B)	6,741,580
D 負債合計	207,563
E 純資産 (C - D)	6,534,017

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(■ 法人所有)	□ 貸借	□ 部分的に法人所有(部分的に貸借)
建物	(■ 法人所有)	□ 貸借	□ 部分的に法人所有(部分的に貸借)

監事監査報告書

医療法人湘山会 眼科三宅病院

理事長 三宅 豪一郎 殿

医療法人湘山会の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について会計監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会、社員紹総会に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、関係書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月29日

医療法人湘山会 眼科三宅病院

監事 鹿島 みのり